

## 競争参加者の資格に関する揭示

独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務に係る共同企業体としての競争参加者の資格（以下「共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり揭示します。

平成30年6月26日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 西村 志郎

### 1 業務概要

- (1) 業務名 独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務
- (2) 業務内容 主な業務内容は西日本支社における代行型借上宿舎管理業務
- (3) 履行期間 平成30年11月1日から平成32年10月31日まで

### 2 申請の時期

平成30年6月26日から平成30年7月12日までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から正午、午後1時から午後5時まで。

### 3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）の入手方法は、独立行政法人都市再生機構西日本支社ホームページからのダウンロードとする。

- (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に「独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書」（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

（提出場所）

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-85

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部契約課（電話 06-6969-9019）

### 4 共同企業体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

- (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 当機構西日本地区における平成29・30年度物品購入等業務に係る競争参加資格を有している者で、「役務提供」の業務区分の認定を受けていること。

- ② 西日本支社長から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 業務形態
- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、「独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書」において明らかであること。
- ② ①の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、「独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書」において明らかであること。
- (3) 代表者要件
- 構成員において決定された代表者が、「独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書」において明らかであること。
- (4) 共同企業体の協定書
- 共同企業体の協定書が、後掲の「独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い
- 4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同企業体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4(1)①の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知
- 「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
- 6の共同企業体としての資格の有効期間は、共同企業体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
- 共同企業体の名称は「独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体」とする。

以 上

競争参加資格審査申請書（共同企業体）

貴支社で行われる独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

（会社名）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社長 殿

共同体名：

（代表者） 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
担当者氏名  
電 話  
F A X

印

（構成員） 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

注）機構が定める様式による共同企業体協定書の写しを添付してください。

独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構西日本支社が発注する独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 二 前号に付随する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、本業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 本業務を受託できなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地     △△株式会社  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地     ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び関係機関等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 △△株式会社

〇〇の〇〇業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他○社は、上記のとおり独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

△△株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書

独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務については、独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務共同企業体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〔(参考) 共同企業体の参加資格の標準様式〕

競争参加資格認定通知書

業務名 独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務  
郵便番号  
住 所  
宛 名  
代表者 殿

登録番号 \_\_\_\_\_ 受付番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社長

さきに申請のあった標記の資格について、次のとおり資格があることを認定しましたので、通知します。

業種区分	
------	--

有効期限 認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

なお、この通知書受領後に競争参加資格審査申請書の記載事項又は営業所の変更があつた場合若しくは合併、破産、廃業等があつたときは、速やかに届け出てください。



〔(参考) 共同企業体の参加資格の標準様式〕

競争参加資格認定通知書

業務名 独立行政法人都市再生機構西日本支社における代行型借上宿舎管理業務

郵便番号

住 所

宛 名

代表者

殿

登録番号 \_\_\_\_\_ 受付番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社長

さきに申請のあった標記の資格について、次の業種区分については資格がないと認定しましたので、通知します。

業種区分	
------	--